



令和5年1月31日

東大和市長  
尾崎保夫様

東大和市民健康保険運営協議会  
会長 尾崎 義美



東大和市民健康保険税の税率等の改定及び  
出産育児一時金の支給額の引上げについて（答申）

令和5年1月17日付大健保発第227号をもって諮問のあったこのこと  
について、当協議会で審議した結果、結論を得たので答申する。

東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び  
出産育児一時金の支給額の引上げについて  
(答申)

令和5年1月31日  
東大和市国民健康保険運営協議会

当協議会は令和5年1月17日に、市長から東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて諮問を受け、意見集約を行った。

その結果、当協議会として、以下の趣旨から諮問の内容を認め、別記のとおり、国民健康保険税の税率等の改定を認めること及び出産育児一時金の支給額を引き上げることが適当と判断した。

## 1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定

当協議会においては、国民健康保険制度の安定的・持続的な運営に、国民健康保険財政の健全化が必要なものと認識しており、国保財政健全化計画に基づく国民健康保険税の税率等の改定を、市長の諮問どおりに認める答申を行ってきた。令和5年度は、本計画の最終年度となる。

市の説明では、令和5年度納付金は、納付金額が急増した令和4年度から、さらに約9,700万円の増額となり、一方で被保険者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や、社会保険の適用拡大の影響により、著しく減少することである。そのため、令和5年度の納付金額を一人当たりで換算すると、約1万円も増額する、との説明もあった。

同じ公的医療保険の中でも、厳しい財政状況に直面している健康保険組合では、医療給付費の増加や後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の負担が保険財政を圧迫していることから赤字運営が続いており、昨今では保険料率を増改定する健康保険組合が増えている状況にある。このようなことから、健康保険組合からの財源負担により前期高齢者交付金を得ている国民健康保険においては、財政の健全化を進める必要があるものといえる。

今般の諮問において、国民健康保険事業運営基金の積極的な活用により、令和5年度の一人当たり保険税改定率を令和4年度と同率とする市の判断は、物価高騰の状況下において一定の評価ができる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯等に対する市独自の保険税減免等を継続すること、生活困窮者への新たな対策として保険税減免や医療機関窓口における一部負担金の徴収猶予・減免の対象を拡大させること、被保険者均等割の負担割合を標準保険料率より下回るように抑制し、課税限度額を法定額まで引き上げて所得割を抑える中低所得者層への配慮も可能な限り行うこと等、市として最大限の努力を払っているものと認められる。

このことを踏まえ、国民健康保険が相互扶助を基本としており、国民健康保険に加入されていない方へ負担が及ばないようにするためにも、保険税率等の増改定はやむを得ないものと判断し、諮問のとおり国民健康保険税の税率等の改定を認めるものである。

なお、国民健康保険制度の構造的な課題については、一自治体の取組で対応するには限界があることから、国による制度の抜本的な見直し、また、これまでの間において赤字補填繰入の解消を積極的に進めてきた市区町村に対する財政支援、これらについて、引き続き国又は東京都に対する要望を行っていただきたい。

## 2 出産育児一時金の支給額の引上げ

出産育児一時金の支給額の引上げについては、被保険者の出産にかかる費用負担の軽減に資するものと認められることから、諮問のとおりで異論ない。

## 記

### 1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定

#### (1) 税率等について

##### ア 基礎課税額の税率等

- ・所得割 100分の7.07を100分の7.42に改める。
- ・被保険者均等割 被保険者1人について35,400円を37,200円に改める。

##### イ 後期高齢者支援金等課税額の税率等

- ・所得割 100分の2.35を100分の2.52に改める。
- ・被保険者均等割 被保険者1人について11,500円を12,300円に改める。

##### ウ 介護納付金課税額の税率等

- ・所得割 100分の2.30を100分の2.45に改める。
- ・被保険者均等割 被保険者1人について13,600円を14,100円に改める。

##### エ 令和5年度税制改正大綱に伴う対応

令和4年12月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和5年度より、以下のとおり改正される予定である。

- ・国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、20万円を22万円に改める。
- ・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額について、28.5万円を29万円に改める。
- ・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額について、52万円を53.5万円に改める。

「令和5年度税制改正の大綱」の閣議決定に基づき関連法令が改正された際は、市において同様の改正を行い、以下のとおり改定する。

- ・後期高齢者支援金等課税額所得割100分の2.52を100分の2.50に改める。
- ・後期高齢者支援金等課税限度額20万円を22万円に改める。

(2) 改定時期について

令和5年4月1日から改定する。

2 出産育児一時金の支給額の引上げ

(1) 出産育児一時金の支給額について

出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げる。

(2) 改定時期について

令和5年4月1日から改定する。

3 審議日程

令和5年1月17日 市長から諮問を受ける。資料説明を受け、審議。

令和5年1月31日 市長に答申書を提出。